

法 務 大 臣 殿
福岡入国管理局長 殿

2019年3月5日

移住労働者と共に生きるネットワーク・九州

連絡先 福岡市博多区美野島 2-5-31 美野島司牧センター内
共同代表 井上幸雄（福岡市:アジアに生きる会・ふくおか）
岩本光弘（北九州:外国人実習生権利ネットワーク）
コース・マルセル（福岡市:美野島司牧センター）
中島眞一郎（熊本市:コムスタカ-外国人と共に生きる会）

貴局におかれましては、移住労働者と共に生きるネットワーク・九州との第21回目となる意見交換会をご承諾いただきありがとうございます。以下、意見交換会でご回答いただくための質問書を事前提出いたします。なお、統計数値等のご回答は、質問に「全国」と明記されているときは法務省の全国統計数値を、それ以外は、福岡入国管理局管内（以下「福岡局管内」という）の統計数値をご回答ください。

意見交換会における質問と回答

I 入管業務に関する質問

1 日本語学校留学生（「告示日本語教育機関」所属の在留資格「留学」の学生）について
①2017年及び2018年中の福岡局管内の日本語教育機関にかかる在留資格認定証明書交付件数とその国別上位5位の内訳及び日本語教育機関から報告を受けた2018年12月末現在の在籍者数を教えてください。

『昨年の回答』

「就学」に相当する日本語学校留学生の集計はない。

参考だが、日本語教育機関にかかる在留資格認定証明書交付は、
2016年約4,800件、2017年約7,000件。

日本語教育機関から報告を受けた1月末現在の在籍者数は、
2016年7,500件、2017年9,100件。

『本年の回答』

*日本語教育機関にかかる在留資格認定証明書交付件数

2017年約7,100件、2018年約5,900件。

*国別上位内訳

2017年 ベトナム約2,400件、ネパール約2,100件、中国約1,100件、スリランカ約700件、
バングラデシュ約120件

2018年 ベトナム約2,400件、ネパール約1,600件、中国約1,000件、台湾約130件、

スリランカ約 100 件

*日本語教育機関から報告を受けた 2019 年 1 月末現在の在籍者数 約 10,000 名

②この数年日本語学校留学生の過酷労働、失踪、学業未了等の問題が報道され、社会の関心が高まっています。2017 年及び 2018 年中に福岡入管内の留学の在留資格者で、在留資格の取消がなされた件数、入管法違反で退去強制された人数を教えてください。

『昨年の回答』集計はない。

『本年の回答』

在留資格の取消件数 2017 年 5 件、2018 年 7 件

退去強制した人数 2017 年 18 名、2018 年 40 名

③先の臨時国会でも、留学の在留資格で在留する者を日本語や専門教育を学ばせることよりも、「留学」の在留資格を付与して労働力として就労させることが目的となっている日本語学校や専門学校等があることが明らかになってきました。このような日本語学校や専門学校等に対する規制をどのようにしていますか。又国別に留学の在留資格認定証明書交付許可申請の審査を厳しくしたり、許可を出さない運用をしているのは事実ですか。

『本年の回答』

労働力として就労させることが目的となっている現実に関して、例えば、資格外活動許可の条件である稼働時間を超える状況を認識しながら在籍者に稼働先を斡旋する、在籍者の資格外活動状況にかかる条件違反状態を認識しながら放置する等の状況が想定される。そのような状況が確認された場合、教育機関の関与や在籍者の違反状況等を正確に把握した上で、状況に応じ然るべき法的措置を検討し、関係機関と連携した対応を取ることとなる。また、当局による行政指導を行うことはもちろんのこと、日本語教育機関については、日本語教育機関の告示基準に基づき告示からの抹消を検討することとなる。また、国籍別の審査状況については、不法残留者を多く発生させている国籍出身者については慎重な審査を実施し、その結果不交付処分となることはあるが、国籍のみを理由として不交付処分とする運用は行っていない。

④留学の在留資格者の中には、出身国の斡旋機関や仲介機関に多額の紹介料や仲介料などを支払って来日している者が多数見受けられますが、貴局において今後どのような規制を行っていくつもりですか。

『本年の回答』

一部の仲介事業者は、虚偽文書等の作成や、アルバイトで多額の金銭を稼げるなど、不適正な情報を提供し学生を募集する等して、留学生から不当に高額な仲介手数料等を得ていることが疑われている者もあり、対策を講じる必要性を認識している。当局においては、在留資格認定証明書申請書に仲介事業者名にかかる欄を新たに設け、不法滞在となった留

学生や資格外活動許可違反者が多く利用していた仲介事業者を抽出している。その上で、当該事業所を利用した留学生にかかる在留資格認定証明書交付申請において、一層厳格な審査を行う、当該仲介事業者の情報共有を徹底する、など悪質な仲介業者を排除するための取り組みに努めている。

⑤留学の在留資格者の中には、原則週 28 時間の労働時間を超えてアルバイトをしている者が見られます。このような事実が明らかになった者の期間更新申請に対して、不許可として帰国させる場合と、留学の在留資格を期間更新する場合の取り扱いの違いの要件などを教えてください。

『本年の回答』

在留期間更新許可申請において、資格外活動許可の条件である稼働時間を超えてアルバイトを行った事実が判明した場合には、条件違反の回数、時間超過の程度のほか、出席状況等を総合的に判断した上で、更新許可の可否について判断しており、不許可処分に係る統一的な要件を定めているものではない。なお、現在、資格外活動違反事実のみで直ちに更新不許可処分とする取り扱いを行っていない。まずは留学生に対する指導を実施している。

⑥日本語学校や専門学校等の所属機関からの退学処分等が即ち在留資格「留学」の取り消しとなるのではなく、離脱から 3 ヶ月以内に別の日本語学校や専門学校等の受け入れが決まり手続すれば、基本的に問題はないという認識で変わりませんか。

『本年の回答』

日本語学校や専門学校等の所属機関を退学処分となるなど、正当な理由なく在留資格に応じた活動を継続して 3 ヶ月以上行わないで在留する場合には在留資格取り消しの対象となる。しかし、この間新たな受け入れ校が決まる等、付与された在留資格に応じた在留活動が再開される場合には、当初の所属機関を離脱したことをもって直ちに在留資格取り消しの対象となるものではない。ただし、所属機関から離脱して 3 ヶ月を経過する前であっても、正当な理由なく他の活動を行い、または行おうとして在留している場合には、法 22 条 4 第 1 項 5 号に該当するとして、在留資格取り消しの対象となる可能性がある。

2 人身売買の被害者の保護について

人身取引（トラフィッキング）対策に関して、2004 年に日本政府として人身売買行動計画（2009 年改定・2014 年改定）を策定し、法務省入国管理局を含む政府として取り組んでいきます。福岡入管では人身売買の取り締まりや被害者の救済や保護をどのように行われてきたか質問をします。

① 2018 年の「興行」の在留資格者の退去強制者数を教えてください。

『昨年の回答』 *2017 年 0 名

『本年の回答』 *2018年 0名

②2017年及び2018年中に人身売買被害者として保護された外国人は、全国および福岡局管内でそれぞれ何名か、国籍別、在留資格別に教えてください。

『昨年回答』

*2016年全国21名（タイ9名、カンボジア7名、フィリピン5名）うち福岡局管内0名

*2017年は集計中。例年3月中旬に法務省ホームページで公表する。福岡局管内は0名。

『本年の回答』

*2017年全国20名（フィリピン10名、タイ8名、ベトナム1名、モンゴル1名）うち福岡局管内は0名。

*2018年は集計中。例年3月中旬に法務省ホームページで公表する。福岡局管内は0名。

③2017年及び2018年中に入管により保護された人身売買被害者のうち、在留特別許可により在留資格を得られた人数と、国籍別、在留資格の内訳を教えてください。

『昨年回答』

*2016年に保護された21名のうち、出入国管理及び難民認定法違反となっていた10名（タイ7名、フィリピン3名）を在留特別許可した。

*2017年は集計中。3月中に法務省ホームページで公表予定。

『本年の回答』

*2017年に人身取引被害者として保護されたのは、全国で20名、出入国管理及び難民認定法違反、不法入国又は不法残留となっていた10名（タイ8名、フィリピン1名、モンゴル1名）を在留特別許可した。在留資格の内訳は公表していない。

*2018年は集計中。例年3月中に法務省ホームページで公表予定。

④2014年12月の人身取引行動計画においても、男性やセクシュアルマイノリティを対象とする一時保護施設は、努力目標に留まっています。今後、男性の旅券を持つ外国人が人身取引被害者として救済を求めてきたとき、福岡入管としてどのように対応されますか。また、人身取引被害者の一時保護機能の提供はどのように具体化されていますか。

『昨年回答』

警察等の関係機関とも連携の上、適切な被害者保護を図ることとする。なお、人身取引対策行動計画2014においては、「人身取引被害者の保護、支援における保護機能の強化として、法務省の人権擁護機関が実施する調査・救済において、緊急避難措置として、男性も含めた人身取引被害者に対し、一時保護機能を提供できるよう努めていく」とされている。当局としては常日頃から関係機関との連絡会議等を通じて緊密な連携を構築し、人身取引被害者の適切な保護をはかる。

『今年回答』

警察等の関係機関とも連携の上、適切な被害者保護をはかることとする。なお、人身取引対策行動計画 2014 において、「人身取引被害者の保護、支援における保護機能の強化として、法務省の人権擁護機関が実施する調査・救済において、緊急避難措置として、男性も含めた人身取引被害者に対し、一時保護機能を提供できるよう努めていく」とされている。当局としても常日頃から関係機関との連絡会議等を通じて緊密な連携を構築し、人身取引被害者の適切な保護をはかる。

⑤2017 年及び 2018 年中に企業などが身元保証人となって来日していた新日系人(外国人女性と日本人男性との間に外国で出生した日本人の実子を指すもの)及びその母親で、人身取引被害者として認定された人は、何名ですか。

『昨年の回答』

ここでいう「新日系人」とは、「外国人女性と日本人男性との間に外国で出生した日本人の実子をさすもの」ところ、2016 年に入国管理局が人身取引被害者として認定し保護したいわゆる「新日系人」及びその母親の被害者は 0 名。

*2017 年は集計中。

『本年の回答』

外国人女性と日本人男性との間に外国で出生した日本人の実子で、2017 年に入国管理局が人身取引被害者として認定し保護した者は 0 名。

*2018 年は集計中。

⑥2017 年及び 2018 年中に労働搾取の観点から、人身取引被害者の疑いで調査したものはありますか。あれば、その中に技能実習生は含まれましたか。

『昨年の回答』

*2016 年人身取引被害者として認定し保護した技能実習生はいない。

*2017 年は集計中。3 月中に法務省ホームページで公表予定。なお、福岡局管内の技能実習生の人身取引被害者としての認定、保護はない。

『本年の回答』

*2017 年人身取引被害者として認定し保護した外国人のうち、労働搾取として保護した 2 名。その中に技能実習生は 0 名

*2018 年の全国統計は集計中。例年 3 月中に法務省ホームページで公表予定。

3 DV 被害者等の外国人の在留資格の更新や変更について

2017 年及び 2018 年中の福岡局管内で、DV 事案の認知件数の総数・性別・国籍・内容とその内訳（期間更新等、退去強制手続、相談のみ）を教えてください。

『昨年の回答』

*2017年 10件（内訳は、フィリピン7件、タイ1件、中国2件）。内訳は配偶者（内縁を含む）からの暴力等。その認知状況は、在留審査手続き4件、相談6件。

（会場での質問で確認）

DV被害の認知は女性のみ。

『本年の回答』

*2017年 10件（フィリピン7件、中国2件、タイ1件）。内容は配偶者（内縁を含む）からの暴力等。その認知状況は、在留審査等手続き4件、相談6件。性別は女性のみ。

*2018年 6件（フィリピン4件、タイ1件、中国1件）。内容は配偶者からの暴力等。その認知状況は、在留審査等手続き5件、相談1件。性別は女性のみ。

4 ハーグ条約施行に関して

2014年4月からハーグ条約が発効しました。これに伴い、もう一方の親権者からの同意書を持たずに子どもを国外へ連れ出す親がいた場合、また子どもと一方の親のみが日本に入国する場合、ともに入管当局が出入国に「制限をかけたことはない」、との回答に変化はないですか。

『昨年のお返事』

一方の親のみが子を連れて海外に渡航する場合であっても、日本の出国手続きにおいては、法令上子と同伴していない親の同意書がないことをもって、出国を制限する規定はないため、当局から出国に制限をかけたことはない。条約発効後において当局の取り扱いに変更はない。入国する場合にも制限はない。

『本年のお返事』

一方の親のみが子を連れて海外に渡航する場合であっても、日本の出国手続きにおいては、法令上子と同伴しない親の同意がないことをもって、出国を制限する規定はないため、当局から出国に制限をかけたことはない。条約発効後において当局の取り扱いに変更はない。入国する場合にも制限はない。

5 セクシュアルマイノリティに関する質問

①同性婚をする国が増加しています。外国籍の同性婚配偶者として入国・在留する場合には、「特定活動」での在留が認められると言われていますが、どのような場合に認められますか。その件数も教えてください。

『昨年のお返事』

同性婚の相手については、入管法上配偶者に含まれないという取り扱いとしている。しかし、諸外国では同性婚についての法整備が進んでいる事情等もあり、当事者双方の本国で有効な婚姻が成立している、いわゆる「同性婚カップル」については、それらの方が本国

と同様に我が国においても安定的に生活できるよう人道的観点配慮し、在留資格「特定活動」を以って入国・在留を認める取り扱いをする。

統計は取っていない。

『本年の回答』

同性婚の相手については、入管法上配偶者に含まれないという取り扱いとしている。しかし、近時諸外国では同性婚についての法整備が進んでいる事情等もあり、当事者双方の本国で有効に婚姻が成立している、いわゆる「同性婚カップル」については、それらの方が本国と同様に我が国においても安定的に生活できるよう人道的観点配慮し、在留資格「特定活動」をもって入国在留を認める取り扱いをする。尚、件数の集計はない。

②同性婚ではないが、パートナーシップ登録などパートナーシップ保障が認められる場合にも、「特定活動」での在留が認められますか。認められるのは、どのような場合ですか。

『昨年回答』

「同性パートナーシップ」については、諸外国によってその保護（相続、社会保障等を含む）が与えられる範囲等が異なり、また同性婚と比較すると生じる効果に差があることから統一的に取り扱うことが困難であり、同性婚と同一に取り扱うことは困難。

『本年の回答』

「同性パートナーシップ」については、諸外国によってその保護が与えられる範囲等が異なり、また同性婚と比較すると生じる効果に差があることから統一的に取り扱うことが困難であるため、同性婚と同一に取り扱うことは困難と考えている。

6 「配偶者の身分を有する者としての活動を継続して6月以上行わない」と入管からみなされた場合や、90日以上の住所届出義務違反および虚偽の届出違反により在留資格が取消されます。福岡管内で、2017年及び2018年中に、入管難民認定法第19条の19事実調査権に基づいて調査された件数及び取消の通知がなされた外国人配偶者は何名いますか。また、住所に関する届出義務違反や虚偽の届出違反で、事実調査権に基づいて調査された件数、在留資格を取り消されたのは何名ですか。

『昨年回答』

| | | | | |
|---|-------|------|-------|------|
| * 事実の調査（入管法19条の19） | 2016年 | 0件 | 2017年 | 1件 |
| * 在留資格取消（入管法22条の4第1項の7） | 2016年 | 0件 | 2017年 | 0件 |
| * 住居地に関する届出義務違反、または虚偽の届出の疑いがあるとして事実の調査を実施した件数 | 2016年 | 164件 | 2017年 | 310件 |
| * 在留資格取消（入管法22条の4第1項の8～10） | 2016年 | 0件 | 2017年 | 0件 |

『本年の回答』

| | | | | |
|--------------------|-------|----|-------|----|
| * 事実の調査（入管法19条の19） | 2017年 | 1件 | 2018年 | 0件 |
|--------------------|-------|----|-------|----|

| | | |
|---|--------------|-------------|
| *在留資格取消（入管法 22 条の 4 第 1 項の 7） | 2017 年 0 件 | 2018 年 1 件 |
| *住居地に関する届出義務違反、または虚偽の届出の疑いで事実の調査を実施した件数 | 2017 年 310 件 | 2018 年 86 件 |
| *在留資格取消（入管法 22 条の 4 第 1 項 6 及び 9） | 2018 年 8 件 | |
| （入管法 22 条の 4 第 1 項 10） | 2018 年 0 件 | |

7 永住許可に関するガイドライン（平成 29 年 4 月 26 日改定）について、このガイドラインでも最長期間の在留期間を有することという条件があり、注記で当面在留期間「3 年」を最長期間の在留期間とみなすとされていますが、この扱いは今後変わりませんか。

『昨年の回答』

平成 29 年 4 月 26 日改定の「永住許可のガイドライン」においても、当面在留期間 3 年を有する場合は、最長の在留期間をもって在留しているとして取り扱うとしており現時点も変更はない。

『本年の回答』

平成 29 年 4 月 26 日改定の「永住許可のガイドライン」においても、当面在留期間 3 年を有する場合は、最長の在留期間をもって在留しているとして取り扱うとしており現時点も変更はない。

Ⅱ 改定入管法・技能実習法等について

1 技能実習生制度について

①2017 年及び 2018 年中に入国管理局が関与して、受け入れ団体で不正行為の認定をした件数は、全国及び福岡局管内で何件ありましたか。その内訳を企業単独型、団体監視型の団体監理機関、実習実施機関別で、全国と福岡局管内の不正行為認定の件数を教えてください。

『昨年の回答』

| | | | | | |
|--------|----------|--------|-----|------------|---------------|
| 全国の統計で | 2016 年総計 | 239 機関 | （内訳 | 企業単独型 2 機関 | 団体監理型 237 機関） |
| | 2017 年 | 213 機関 | （内訳 | 企業単独型 3 機関 | 団体監理型 210 機関） |

福岡局管内の統計は作成していない。

『本年の回答』

| | | | | | |
|--------|----------|--------|-----------------|-------------|---------------|
| 全国の統計で | 2017 年総計 | 213 機関 | （内訳 | 企業単独型 3 機関 | 団体監理型 210 機関） |
| | | | 団体監理型 210 機関の内訳 | 監理団体 27 機関、 | 実習実施者 183 機関 |
| | | | 2018 年は集計中 | | |

福岡局管内の統計は作成していない。

②来日前の技能実習生から、多額の保証金を受け取ったりあるいは違約金契約を締結したことが明らかになり、入管が技能実習生の送出しを許可しなくなった送り出し機関数は、全国及び福岡入管内でいくつありましたか教えてください。また、監理団体を通じて送り出し機関に対し、技能実習生に保証金等を返還するよう指導して、返還が実行された例は、全国及び福岡管内で何件ありましたか。

『昨年の回答』集計は作成していない。

『本年の回答』集計は作成していない。

③2018 年中に、全国及び福岡局管内の技能実習生で、死亡した者の数とその要因（自殺、労災等）、また失踪した者、途中帰国した者の数をそれぞれ教えてください。

『昨年の回答』

| | | | | | | | |
|---------|-------|----|---------|----|------|------|----------|
| *2017 年 | 福岡局管内 | 失踪 | 653 名 | 死亡 | 0 名 | 途中帰国 | 779 名 |
| | 全国 | 失踪 | 7,089 名 | 死亡 | 15 名 | 途中帰国 | 10,205 名 |

尚、当局で把握する失踪者について関係機関との間で網羅的に情報共有を行うことはなく警察の把握する数の根拠は不明。

『本年の回答』

*2018 年は集計中。警察の把握する数については承知していない。

④2017 年より 2018 年は失踪者数がより増加していますが、その要因をどのように考えていますか。先の臨時国会で、失踪した技能実習生の法務省の聞き取り調査に対する野党の集計によると、「給与が、最低賃金以下が3分の2を占めていること」等が明らかになりましたが、今後貴局としてどのような対策を行っていきますか。

『昨年の回答』

福岡局管内の監理団体からの報告によると、技能実習生で2017年に失踪した者は653人で、前年の222人から大きく増加。失踪者については監理団体から詳細な報告を求めている他、失踪した技能実習生の退去強制手続きにおいて本人から事情を聴取し、失踪に至った経緯等の分析に努めているが、失踪の原因としては、より高い賃金を求めて失踪するなど技能実習を出稼ぎ労働の機会と捉え、より高い賃金を求めて失踪する者が多数となっている。そのため当局としては失踪者を多数発生させている送出し機関や監理団体等にかかる在留諸申請にかかる審査を厳格に行ってきた。実習実施機関や監理団体に対し、技能習得の意欲が認められる者を選抜するよう指導している。尚、技能実習法施行後の新制度では送出国との政府間の取り決めにより、送出国や送出し機関により技能実習生に対し、制度趣旨の通知徹底を求めるなど制度の適正化を図る。

『本年の回答』

現在、法務省に設置する「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」において平

成 29 年、30 年に行った失踪した技能実習生からの聴取結果について、明らかに違法または不正な行為を行っていないと認められる場合を除き、すべての実習実施者及び調査可能な技能実習生に対して調査を行うこととされており、各地方入管においてこれらの調査を実施している。結果は平成 31 年 3 月末までに公表予定とされているが、当該調査の中で実習実施者や監理団体に係る不正行為の疑いが判明した場合は、外国人技能実習機構及び労働局等の関係機関との連携の下、厳格に対処するものとしている。

⑤地方労働局と福岡入管の間には相互通報制度がありますが、技能実習生につき、2018 年中に福岡入管から労働局に通報した件数、労働局から福岡入管に通報を受けた件数、および通報を受けて不正認定した件数を教えてください。

『昨年の回答』

*2017 年速報値 福岡入管から労働局へ 2 件
労働局から福岡入管へ 26 件 うち不正行為認定 6 件 改善指導 1 件

『本年の回答』

*2018 年は集計中。

⑥2017 年及び 2018 年中の福岡局管内の技能実習生の総数と各県別の数を教えてください。

『昨年の回答』

*2016 年末の九州内の技能実習生数

| 計 | 福岡県 | 佐賀県 | 長崎県 | 熊本県 | 大分県 | 宮崎県 | 鹿児島県 |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 22,670 名 | 6,655 名 | 1,849 名 | 2,736 名 | 4,235 名 | 2,412 名 | 1,950 名 | 2,833 名 |

*2017 年 6 月末現在

| 計 | 福岡県 | 佐賀県 | 長崎県 | 熊本県 | 大分県 | 宮崎県 | 鹿児島県 |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 25,659 名 | 8,058 名 | 2,049 名 | 2,856 名 | 4,796 名 | 2,595 名 | 2,141 名 | 3,164 名 |

*2017 年末は集計中。

『本年の回答』

*2017 年 12 月末の九州内の技能実習生数

| 計 | 福岡県 | 佐賀県 | 長崎県 | 熊本県 | 大分県 | 宮崎県 | 鹿児島県 |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 29,067 名 | 9,170 名 | 2,157 名 | 2,835 名 | 5,700 名 | 3,043 名 | 2,424 名 | 3,738 名 |

*2018 年 6 月末

| 計 | 福岡県 | 佐賀県 | 長崎県 | 熊本県 | 大分県 | 宮崎県 | 鹿児島県 |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 30,340 名 | 9,818 名 | 2,248 名 | 2,614 名 | 6,060 名 | 2,914 名 | 2,631 名 | 4,055 名 |

*2018 年末は集計中。

⑦2016 年改定入管法 22 条の 4 の第 1 項の 5 号「・・・当該在留資格に係る活動を行っておらず、かつ、他の活動を行い又は行おうとして在留している場合」の規定により、2018 年中

に福岡局管内で在留資格を取り消された件数を在留資格別に教えてください。

『昨年の回答』*2017年 0件

『本年の回答』*2018年 1件

⑧2017年及び2018年中に全国及び福岡入管内で介護分野の技能実習生として入国が許可された件数、及びその受入機関の数を教えてください。

『本年の回答』*2017年 該当なし *2018年 統計なし

⑨日立や日産などの大手企業でも技能実習生が、許可された職種や作業以外の仕事をさせられている事例が明らかになっていますが、全国及び福岡入管内で、2017年及び2018年中に「技能実習計画との齟齬」を理由として技能実習生が在留資格の期間更新を許可しなかった件数を教えてください。また、許可された職種や作業以外の仕事を技能実習生にさせている実習実施者やそれを斡旋した監理団体に対してどのような処分をしていますか。

『本年の回答』

いずれの在留資格も不許可処分の理由別の統計はない。また、「技能実習計画との齟齬」が確認された場合には、実際の作業の具体的内容や割合など、齟齬の状況について調査を実施した上でその措置について検討し、その結果、適正な実習を妨げると認められた場合には、一定期間実習生の受け入れを停止する措置を講じることがある。尚、新制度の適用を受ける実習生については、外国人技能実習機構において実地検査を実施することとなり、結果、実習実施者等に違反行為等が認められた場合には、計画認定の取り消し等の措置を行う。

⑩技能実習生が技能実習期間中に日本人等と結婚した場合、日本人の配偶者等への在留資格等に変更は認められますか。昨年、「技能実習生が本邦において婚姻等の身分関係を結ぶことについて、妨げるものではない。その際、技能実習を継続するかどうかだけ確認している。技能実習を継続しない場合、一旦帰国しなければならないわけではない」との回答がありましたが、変更ありませんか。

『本年の回答』

一旦、帰国せずに、日本人の配偶者等や永住者の配偶者等への許可申請は可能。その場合、技能実習期間中の技能実習生であることのみを理由に、在留資格の変更が認められないことはない。

Ⅲ 統計数値について

1 出国命令制度、在留資格取消制度、難民認定申請件数と認定件数について

①出国命令制度により出国した外国人は、2018年中に何名ですか。またそのうち未成年は

何名ですか。

『昨年の回答』 *2017年福岡局管内 50名、うち未成年1名

『本年の回答』 *2018年福岡局管内 87名、うち未成年2名

②在留資格取消がなされた外国人は、2018年中は何名ですか。その在留資格別内訳を教えてください。

『昨年の回答』

*2017年福岡局管内8名（内訳 「留学」5名、「技術・人文知識・国際業務」3名）

『本年の回答』

*2018年福岡局管内28名（内訳 「留学」7名、「技術・人文知識・国際業務」2名、技能実習1号口3名、技能実習2号口15名、日本人の配偶者等1名）

③難民認定申請件数及び難民認定件数は、2018年中は何件でしたか。申請の国別内訳（上位5位）と、うち弁護士が付き添った件数、また福岡空港の入国審査の際の難民申請の件数も教えてください。

『昨年の回答』

*2017年 認定申請件数60名 認定件数0件

上位5位の国別内訳は、スリランカ10名、ミャンマー8名、ベトナム6名、エジプト及びネパール各5名

福岡空港における難民認定数及び一時庇護上陸許可数は0人

（会場での質問）

・難民認定申請60件のうち弁護士が付いたのは何件か、

（回答）そのような集計はしてないが、ほとんどないと思われる。

（後日、改めて電話で、弁護士が付いた件数を尋ねると）

（回答）難民申請は本人申請となっており弁護士は代理できないところ、未成年者等の付き添いと言う形で、弁護士が付いたのは数件にも及ばない1、2件と思われる。

『本年の回答』

*2018年1月～9月 福岡局管内（那覇支局を含む） 認定申請件数41名 認定件数1名

上位5位の国別内訳は、スリランカ16名、中国9名、ネパール4名、フィリピン3名、パキスタン2名、ベトナム2名

同期間の、福岡空港における難民申請、一時保護のための上陸許可申請は 0名

・（「付き添う」の意味が明らかではないが）難民認定申請は16歳未満や病気で自ら出頭できない人に対し、父、母、配偶者、子または親族による代理申請は認めているが、原則として本人申請となっており弁護士による代理申請は認めていない。尚、親を伴わない年少者、重度の身体的障害がある方、精神的障がい有する方、または重篤な疾病を抱える方の難民認定申請手続きにおいては、申請者本人の希望に基づき、インタビューの際に医師

やカウンセラー、弁護士等の立ち合いを認めることを試行的に行っている。

2 個人識別情報の提供義務化について

上陸審査時における外国人の指紋や顔写真などの個人識別情報の提供義務化により 2017 年及び 2018 年中に福岡局管内で上陸を拒否された者、退去を命ぜられた者、退去強制の手続をとった者の人数を教えてください。

『昨年の回答』

| | | |
|--------------------|----------------|----------------|
| 全国において退去を命ぜられた者 | 2016 年 1,235 名 | 2017 年 1,206 名 |
| 全国において退去強制の手続を取った者 | 2016 年 5 名 | 2017 年 9 名 |

福岡局についての件数は公表していない。

『本年の回答』

| | | |
|--------------------|----------------|-----------------|
| 全国において退去を命ぜられた者 | 2017 年 1,206 名 | 2018 年上半期 624 名 |
| 全国において退去強制の手続を取った者 | 2017 年 9 名 | 2018 年上半期 2 名 |

福岡局の数は公表していない。

3 住所以外の各種届出について

2017 年及び 2018 年中に、在留カードの住所地以外の記載事項変更の届出(入管法 19 条の 10) は、何件ありましたか。

『昨年の回答』

入管法 19 条の 10 による在留カードの交付件数

*2016 年 全国 4,305 件、うち福岡局管内 163 件

*2017 年(速報値) 全国 4,672 件、うち福岡局管内 189 件

『本年の回答』

*2017 年 全国 4,672 件、うち福岡局管内(那覇支局含む) 189 件

*2018 年(速報値) 全国 4,713 件、うち福岡局管内(同) 199 件

4 福岡局管内での在留特別許可の運用の現状について

①在留特別許可が認められた件数

『昨年の回答』 *2016 年 29 件(確定値) 2017 年 35 件(概数値)

『本年の回答』 *2017 年 35 件(確定値) 2018 年 22 件(概数値)

②福岡局管内で収容中に、60 日以内に在留特別許可が認められた件数

『昨年の回答』 *2016 年 0 件(確定値) 2017 年 0 件(概数値)

『本年の回答』 *2017年 0件（確定値） 2017年 1件（概数値）

- ③ 1年以上の懲役または禁固刑の有罪判決（執行猶予付き判決も含む）を受けるなど上陸拒否事由者に該当するケースで、退去強制されずに在留特別許可が認められた件数

『昨年（2016年）の回答』 *2016年 9件（確定値） 2017年 9件（概数値）

『本年（2017年）の回答』 *2017年 9件（確定値） 2018年 2件（概数値）

5 福岡局管内での上陸特別許可の運用の現状について

① 陸特別許可の件数

『昨年（2016年）の回答』 *2016年 51件（確定値） 2017年 39件（概数値）

『本年（2017年）の回答』 *2017年 37件（確定値） 2018年 45件（概数値）

- ② 退去強制された外国人で上陸特別許可が認められた者のうち事前審査した在留資格認定申請者のうち入管法第5条該当者で上陸許可された数は何名ですか。

『昨年（2016年）の回答』 *2016年 4名（確定値） 2017年 2名（概数値）

『本年（2017年）の回答』 *2017年 1名（確定値） 2018年 1名（概数値）

6 福岡局管内の上陸拒否者について

福岡局管内の空港や港で、来日しながらも上陸拒否された外国人は何名ですか。その主な国籍別の内訳を明らかにしてください。

『昨年（2016年）の回答』

*2016年 397名（確定値） 2017年 410名（概数値） 国籍、地域別の統計はなし。

『本年（2017年）の回答』

*2017年 415名（確定値） 2018年 317名（概数値） 国籍、地域別の統計はなし。

7 福岡局管内の非正規滞在者の摘発件数と人数を教えてください。

『昨年（2017年）の回答』 *2017年 摘発件数 81件 摘発人数 89人

『本年（2018年）の回答』 *2018年 摘発件数 159件 摘発人数 142人

8 福岡局管内の退去強制処分について

- ① 福岡局管内で退去強制された者の総数及び内訳を教えてください。

『昨年（2017年）の回答』

| | | | | |
|----------|------------|------|------------|------|
| 退去強制者の総数 | 2016年（確定値） | 210件 | 2017年（概数値） | 261件 |
| 内訳 | 不法残留 | 173件 | 不法残留 | 194件 |
| | 不法入国 | 4件 | 不法入国 | 7件 |
| | 不法上陸 | 4件 | 不法上陸 | 0件 |
| | 資格外活動 | 9件 | 資格外活動 | 36件 |
| | 刑罰法令違反等 | 14件 | 刑罰法令違反等 | 22件 |
| | その他 | 6件 | その他 | 2件 |

『本年の回答』

| | | | | |
|----------|------------|------|------------|------|
| 退去強制者の総数 | 2017年（確定値） | 261件 | 2018年（概数値） | 374件 |
| 内訳 | 不法残留 | 194件 | 不法残留 | 298件 |
| | 不法入国 | 7件 | 不法入国 | 5件 |
| | 不法上陸 | 0件 | 不法上陸 | 4件 |
| | 資格外活動 | 36件 | 資格外活動 | 43件 |
| | 刑罰法令違反等 | 22件 | 刑罰法令違反等 | 21件 |
| | その他 | 2件 | その他 | 3件 |

②入管法違反の受理件数のうち本人の自主申告者数は何名ですか。

『昨年の回答』*2017年 73名

『本年の回答』*2018年 96名

③退去強制者のうち 福岡入管より警察・検察に告発した人数と、告発理由別内訳を教えてください。

『昨年の回答』*2017年 1名 （不法入国）

『本年の回答』*2018年 0名

④2017年及び2018年中に、福岡局管内の収容施設から退去強制された被収容者のうち、自費出国者は何名でしたか。また、国費送還者と、そのうち送還忌避者は、何名でしたか。

『昨年の回答』

*2016年 自費出国 96名 国費送還者 2名 送還忌避者 1名

*2017年 自費出国 148名 国費送還者 2名 送還忌避者 0名

『本年の回答』

*2017年 自費出国 148名 国費送還者 2名 送還忌避者 0名

*2018年 自費出国 252名 国費送還者 6名 送還忌避者 0名

9 被仮放免者の居住地自治体への通知等について

①2017 年末及び 2018 年末における福岡局管内の被仮放免者は何名ですか。男女別にお答え
いただきたい。

『昨年の回答』

*2016 年末 12 名（男性 7 名、女性 5 名）

*2017 年末 12 名（男性 9 名、女性 3 名）

『本年の回答』

*2017 年末 12 名（男性 9 名、女性 3 名）

*2018 年末 3 名（男性のみ）

②前項の被仮放免者につき、翌月に福岡入管から自治体に通知したのは何名か。男女別
にお答えいただきたい。

『昨年の回答』

*2016 年末 12 名（男性 7 名、女性 5 名）

*2017 年末 12 名（男性 9 名、女性 3 名）

『本年の回答』

*2017 年末 12 名（男性 9 名、女性 3 名）

*2018 年末 0 名

10 福岡局管内の収容施設について

①2018 年中の福岡入国管理局の収容定員、平均収容期間、最長収容期間について教えてく
ださい。

『昨年の回答』 *2017 年 36 名 平均収容期間 7 日 最長収容期間 28 日

『本年の回答』 *2018 年 36 名 平均収容期間 7 日 最長収容期間 68 日

②2017 年及び 2018 年中に福岡局管内の収容施設において、収容中に自殺及び自傷行為をし
た人は何名いましたか。また収容中のトラブルから警察に逮捕されたケースはありました
か。

『昨年の回答』

2016 年 自損行為 0 名 警察逮捕 0 名 自殺 0 名

2017 年 自損行為 0 名 警察逮捕 0 名 自殺 0 名

『本年の回答』

2017 年 自損行為 0 名 自殺 0 名 警察逮捕 0 名

2018 年 自損行為 0 名 自殺 0 名 警察逮捕 0 名

③2017 年及び 2018 年中に他のセンター・局等へ移送された女性は何名いましたか。

『昨年の回答』 *2016年0名 2017年0名
『本年の回答』 *2017年0名 2018年3名

④2017年及び2018年中に福岡入管の収容施設で、セクシャルマイノリティ（性的少数者）と思われる被収容者は何名いましたか。このような被収容者に対してどのような配慮がなされますか。

『昨年の回答』 *2016年0名 2017年0名
『本年の回答』 *2017年0名 2018年0名

尚、セクシャルマイノリティと思われる者を収容した場合には、単独で収容するなど被収容者の状況に応じて可能な範囲で柔軟に対応する。

11 福岡入管の職員体制について

①2018年度福岡入管職員の総定員、警備部門、在留審査部門、審判部門の大まかな定員数を教えてください。また前年度に比べてどの分野にどのぐらい増減員がなされましたか。

『昨年の回答』

総定員 465名

福岡本局 100名（入国在留審査部門と審判部門 55名 警備部門 32名 その他 13名）

総定員は、前年度比 52名増員（出入国審査を行う空海港等への増員）

『本年の回答』

職員数 548名

福岡本局 111名（入国在留審査部門と審判部門 64名 警備部門 31名 その他 16名）

2018年度の管内定員は、前年度比 83名増員（出入国審査を行う空港等への増員）

②2017年度及び2018年度の福岡入管職員の月の平均残業時間を教えてください。

『本年の回答』 2017年度及び2018年度 一概に答えるのは困難で回答は差し控える。